

処分事案に係る経緯

- 平成 29 年 1 月 5 日：申請者から平成 28 年 12 月 27 日付けの「核燃料物質使用変更許可申請書」を受領。
- 同年 3 月 26 日：被処分者が起案文書作成、課内決裁開始。
- 同年 5 月上旬：被処分者が起案文書の紛失に気付く。
- 同年 6～7 月：上司から決裁状況を再三聞かれ、決裁完了・施行済みと虚偽報告。
- 同年 8 月中旬：申請者から「許可書はまだか」と問われ、施行済みと聞いていた上司が調べて回答する旨伝達。
- 同年 8 月 30 日：申請者から「捜したが見当たらない」との連絡。
- 同年 8 月 31 日：被処分者が職場の本人用の PC で「存在しない施行文（許可書）の架空の写し」（以下「架空の写し」という。）を作出。
- 同年 9 月初旬：被処分者が上司に「架空の写し」を PC の画面上で見せたところ、上司は本物の施行文の写しであると誤認。
- 同年 9 月 21 日：上司が警察庁に問い合わせたところ、許可をした際送付されるはずの国家公安委員会あての連絡文書が届いていなかった。
- 同年 9 月 25 日：研究炉等審査部門が会計部門保存の書留郵便の受け渡し票の写しを調べたが、郵送記録はなかった。
- 同年 9 月 27 日：総務課が「第 1 四半期における専決処理について（概要）」を原子力規制委員会へ報告。
- 同年 9 月 28 日：研究炉等審査部門が被処分者から事情聴取。同日、同部門から総務課へ施行依頼（公印手続）の有無について問い合わせたが、施行依頼及び押印記録はなかった。
- 同年 9 月 29 日：研究炉等審査部門が起案文書の紛失を総務課に報告。総務課にて「架空の写し」を見たところ、架空のものであると確認される。情報システム室において調査を開始。
- 同年 10 月 12 日：情報システム室から調査結果報告。「架空の写し」について、被処分者が 8 月 31 日に行った作出作業であることを確認。
- 同年 10 月 13 日：総務課が被処分者から事情聴取。被処分者は「決裁を完了し、許可書も発出したが、その後決裁文書を紛失した」と説明しつつ、「架空の写し」を作出したことを認める。情報システム室は被処分者の PC 使用状況全体の調査を開始。
- 同年 10 月 31 日：他の職員による再起案。
- 同年 11 月 20 日：他の職員が施行文（許可書）を発出。
- 同年 12 月 26 日：情報システム室から、被処分者による本件以外の不審事案はないとの調査報告。
- 平成 30 年 3 月 13 日：人事課が被処分者から事情聴取。被処分者は、決裁未了段階で文書を紛失したことを認める。